

葉山町

ごみ処理基本計画(案)

平成 22 年 5 月 葉山町生活環境部環境課

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画の位置づけ	1
2 上位計画等のまとめ	3
第2章 ごみ処理及び資源化の現状と課題	7
1 ごみ処理の現状	7
2 資源化の現状	13
3 収集・運搬及び施設の現状	17
4 処理費の現状	19
5 不法投棄の現状	21
6 ごみ処理に関する課題	21
第3章 計画の基本方針	25
1 基本理念	25
2 基本方針	26
3 計画期間の目標値	27
第4章 第1期計画	29
1 第1期数値目標	29
2 第1期目標に向けた主な施策	31
3 第1期将来推計	36
第5章 適正処理計画	45
1 収集・運搬計画	45
2 中間処理計画	46
3 最終処分計画	46
4 施設整備に関する計画	47
5 その他ごみの処理に関し必要な事項	48

第1章 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

(1) 計画改定の趣旨

ごみ処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」と言います。）第6条第1項の規定に基づき、生活排水処理基本計画とともに一般廃棄物処理基本計画を構成する基本計画として、葉山町（以下「本町」と言います。）の区域内から発生する一般廃棄物の長期的かつ総合的な処理について基本的な事項を定めるものです。

循環型社会の形成に向け、循環型社会形成推進基本法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等の各種法整備が進む中、本町は平成14年3月に、平成22年度までの10年間を目標期間とする前・ごみ処理基本計画を策定しました。計画期間の中で、本町は平成18年に容器包装プラスチックの資源化を、平成20年には事業系植木剪定枝の資源化を開始し、資源化率を23.8パーセントまで向上させています。

平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法は、製品等が廃棄物等となることを抑制し、「循環資源」となる場合にはその循環的な利用を促進することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の実現を図ることとしています。焼却炉の規制強化や最終処分場問題など、自治体の廃棄物処理をとりまく状況が国レベルで厳しさを増す中、本町は平成20年6月に『葉山町ゼロ・ウェイストへの挑戦』を発表し、ごみの更なる削減に根本から取り組むことによって、循環型社会の実現に向けた持続可能なごみ処理を町自ら選択する決意を示しました。

本計画は、このような決意のもと、前・ごみ処理基本計画の期間満了を前に、本町のごみ処理のあり方を総合的な見地から検討し、町民・事業者・行政が一体となって、資源化減量化の更なる推進及び適正な処理の確保を進めていくための指針として、改定を行うものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、第三次葉山町総合計画基本構想及び中期基本計画に即し、葉山町環境基本計画等の関連計画との整合性を図りつつ策定しています。

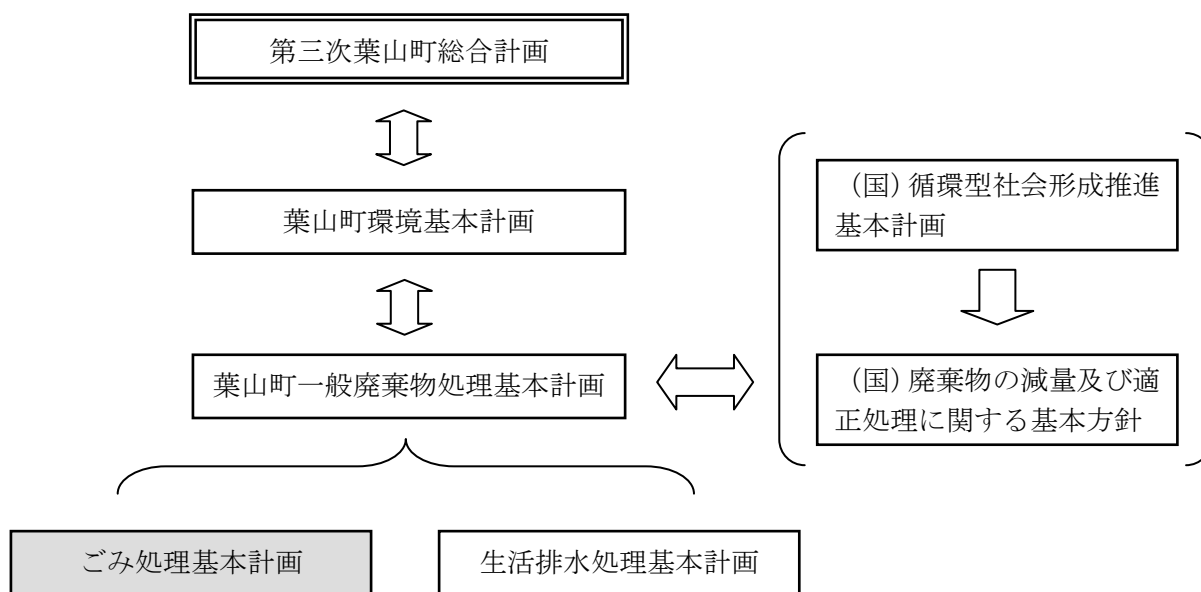


図 1-1-1 計画の位置づけ

(3) 計画の期間と目標年度

本計画は、平成 22 年度を初年度とし、平成 31 年度までの 10 年間を計画期間としますが、5 年ごとに掲げる段階的な目標に合わせ、関連計画等との整合を図りながら、概ね 5 年ごとに見直しを行うこととします。その他、社会情勢の変化や関係法令の変更など、諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

2 上位計画等のまとめ

(1) 葉山町総合計画

表 1-2-1 葉山町総合計画の概要

計画の名称：第三次葉山町総合計画（基本構想 中期基本計画）	
目標年次	平成 26 年（2014）
将来像	海とみどりにひろがる交流 文化のまち 葉山
基本目標	1. 青い海と緑の丘のある美しいまち 2. 文化をはぐくむうるおい、ふれあいのまち 3. 安全で安心して暮らせるまち 4. 住民が参加する自治のまち
廃棄物に関する基本方針	ゼロ・ウェイスト政策を軸とする持続可能なごみ処理 ＊循環型社会形成の観点からごみの資源化減量化を強力推進し、「ゼロ・ウェイスト政策」を軸とする持続可能なごみ処理を目指します。

(2) 葉山町環境基本計画

表 1-2-2 葉山町環境基本計画の概要

計画の名称：葉山町環境基本計画	
目標年次	平成 22 年（2010）
将来像	地球上の人々と協調・共生をはかり、豊かな自然に囲まれた中で安全で快適な生活を実現するまち
基本目標	1. 人と自然が豊かにふれあえる健全な生態系の保持 2. 健康に暮らせる良好な生活環境の保全と潤いと安らぎのある快適環境の創造 3. 資源やエネルギーを有効利用する循環型のまちづくり 4. 環境パートナーシップの形成
廃棄物に関する基本方針	資源の循環利用、廃棄物の適正な処理、廃棄物の資源化・減量化、エネルギーの有効利用

※平成 23 年度を初年度とする次期環境基本計画を策定中

(3) 国・神奈川県の減量化計画

ア. 国の方針

国は、平成 20 年 5 月に策定された「第二次循環型社会形成推進基本計画」の中で、「低炭素社会」や「自然共生社会」に向けた取り組みを統合した「持続可能な社会」の実現を中長期的イメージとして掲げ、ごみ排出量は約 10%、資源物等を除いた家庭系ごみ及び事業系ごみは約 20%の削減を取り組みの指標として示しています。

表 1-2-3 一般廃棄物の減量化取組指標

	平成 12 年度	平成 27 年度
ひとり 1 日あたりのごみ排出量	1,185 グラム (基準)	1,066 グラム (約 10%削減)
ひとり 1 日あたり 家庭系ごみ排出量 * 集団回収・資源ごみを除く	660 グラム (基準)	528 グラム (約 20%削減)
事業系ごみ排出量	1,799 万トン (基準)	1,439 万トン (約 20%削減)

また、平成 20 年 3 月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」においても、次のような目標及び指標を示しています。

表 1-2-4 廃棄物処理施設整備計画における目標及び指標

目 標	ごみの発生量を減らし、循環的な利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する。
指 標	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ総排出量 約 5,200 万トン (H19 見込み) → 約 5,000 万トン (H24) ● ごみのリサイクル率 20% (H19 見込み) → 25% (H24) ● ごみ減量処理率 98% (H19 見込み) → 概ね 100% ● 一般廃棄物最終処分場の残余年数 平成 19 年度の水準 (15 年分) を維持する。

イ. 県の方針

県では、平成 20 年 3 月に改訂された「神奈川県廃棄物処理計画」において、環境と共生する持続可能な循環型社会の形成を理念として掲げ、排出量及び最終処分量の削減と再生利用の推進について次のような目標値を定めています。

表 1-2-5 一般廃棄物の目標値 (万トン)

	平成 10 年度	平成 24 年度	平成 27 年度
排出量	374 (基準)	315 (16%削減)	313 (16%削減)
再生利用量	47 (基準)	105 (123%増加)	107 (128%増加)
減量化量	266 (基準)	198 (26%削減)	199 (25%削減)
最終処分量	61 (基準)	12 (80%削減)	7 (89%削減)

第2章 ごみ処理及び資源化の現状と課題

1 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理の沿革

本町におけるごみ処理の沿革は、以下の表 2-1-1 に示すとおりです。

表 2-1-1 ごみ処理の沿革

年次	収集関連	処理関連	その他
昭和 28		ごみ焼却場が堀内地内に建設される(処理能力 12 トン/日)	
昭和 40 代	鉄製のごみ収集用ボックス「グリーンボックス」が町内各所に設置され、クレーン付トラックでの収集が行われた		
昭和 44		ごみ焼却場が堀内地内に再建設される(処理能力 20 トン/日)	
昭和 52	ごみ収集に巻込車を導入	現在使用している葉山町クリーンセンター(当時名称葉山町清掃センター)が建設される(処理能力 40 トン/日)	
昭和 53		不燃物処理施設完成(破碎 10t/5h)(圧縮 12.5t/5h)	
昭和 58		焼却処理施設に排ガス浄化のための「電気集塵機」を設置	
昭和 59	乾電池の分別収集開始		
平成 2			コンポスター無償貸与本格開始
平成 3	集団資源回収による古紙類の資源化開始 牛乳パック等の拠点回収		
平成 4			リサイクル掲示板設置
平成 6	空き缶回収機設置		
平成 7	ペットボトルの分別開始		
平成 9	黒色ごみ袋の使用禁止		ごみ減量化等推進員、コンポストアドバイザー設置
平成 11	プラスチックごみの分別収集開始		家庭用生ごみ処理機補助開始
平成 12	ガラスびんの分別収集開始		
平成 13	ごみステーションに現在のネットボックスを設置 リサイクル法家電の分別開始	ペットボトル減容機設置(処理能力 100kg/h)	
平成 14	ミックスペーパー分別収集開始 粗大ごみ有料化	焼却処理施設に排ガスの高度処理施設「バグフィルター」設置(処理ガス量 22,500N m ³ /h×2 系列)	
平成 18	容器包装プラスチック分別収集開始	容器包装プラスチック保管施設建設(容積約 138 m ³)	
平成 20	事業系植木剪定枝資源化本格開始		
平成 21			生ごみ処理容器窓口販売開始

(2) ごみと資源物の処理の流れ

本町におけるごみと資源物の処理の流れは、平成 21 年度現在、以下の図 2-1-1 に示すとおりとなっています。ごみと資源物の分別区分は、①可燃ごみ、②不燃ごみ（缶・金属類含む）、③プラスチックごみ、④粗大ごみ、⑤新聞、⑥雑誌、⑦ダンボール、⑧紙パック、⑨ミックスペーパー、⑩容器包装プラスチック、⑪白トレイ、⑫ガラスびん、⑬乾電池、⑭事業系植木剪定枝、⑮ペットボトルの計 15 分別です。

このほか、集団資源回収で新聞、雑誌、ダンボール、古布の資源化を実施しています。

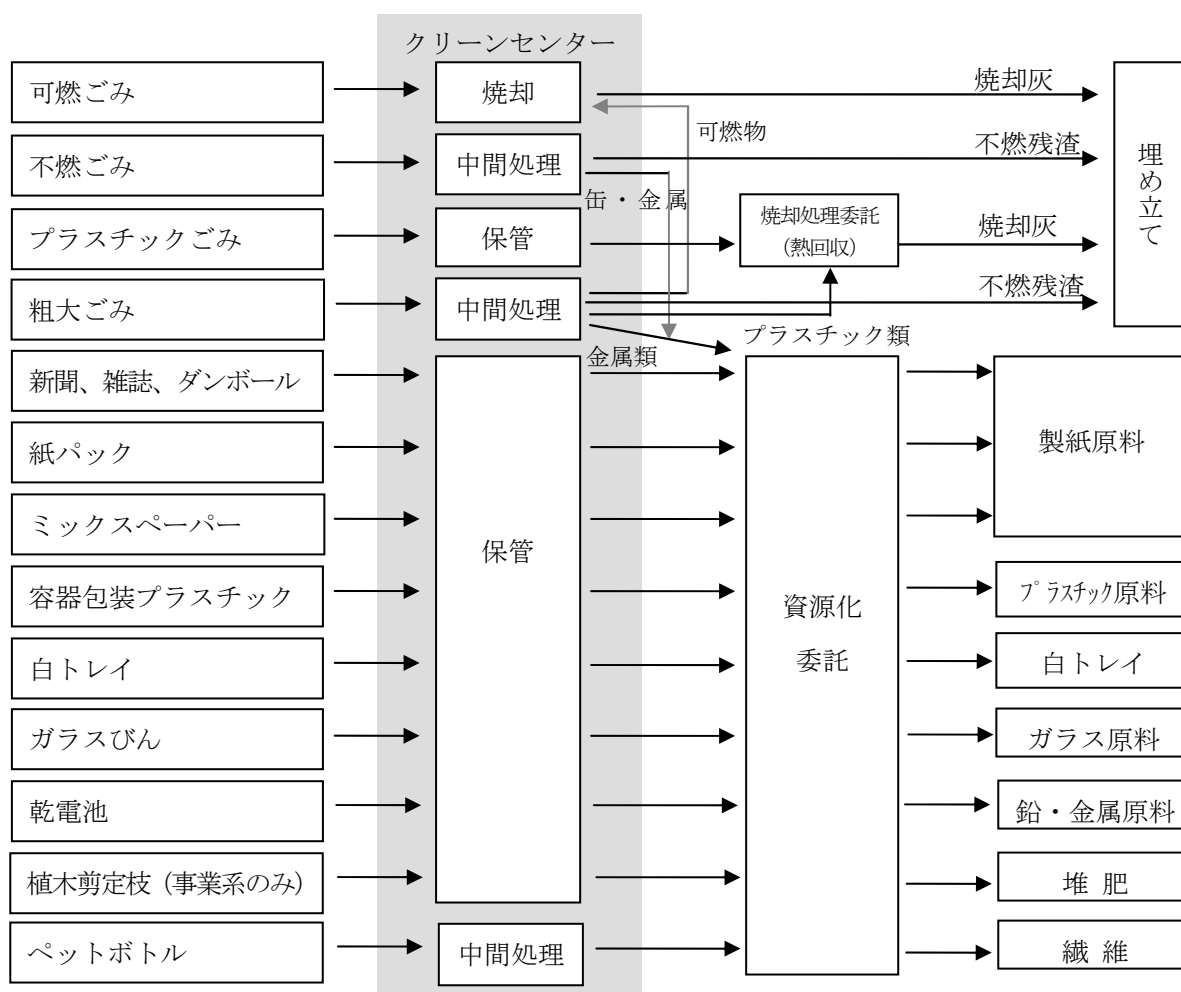


図 2-1-1 ごみと資源物の処理の流れ

(3) ごみ量の推移

過去5年間の推移は表2-1-2のとおりです。ごみと資源物の総排出量は、平成16年度には13,347トン、20年度には11,760トンとなっており、5年間に約12%減少しています。

表2-1-2 ごみと資源物量の推移

(単位：トン)

		H16	H17	H18	H19	H20	
人口(人)		31,504	31,531	31,711	31,919	32,234	
世帯(世帯)		11,984	11,824	12,023	12,239	12,525	
可燃ごみ	収集	8,048	7,570	7,622	6,990	6,617	
	直接搬入	1,521	1,643	2,071	1,432	998	
	計	9,569	9,213	9,693	8,422	7,615	
不燃ごみ	収集	891	800	735	600	721	
	直接搬入	125	169	169	263	164	
	計	1,016	969	904	863	885	
プラスチックごみ	収集	1,087	1,093	1,010	712	578	
	直接搬入	123	168	83	90	193	
	計	1,210	1,261	1,093	802	771	
粗大ごみ	収集	77	79	102	102	77	
	直接搬入	79	49	66	75	73	
	計	156	128	168	177	150	
資源物	新聞・雑誌 ダンボール	収集	833	1,053	788	735	649
		直接搬入	74	80	94	99	121
		計	907	1,133	882	834	770
	紙パック	収集	2	2	2	2	1
	ミックスペーパー	収集	270	308	331	251	298
	容器包装プラスチック	収集				314	322
	白トレイ	収集	1	1	1	1	1
	ガラスびん	収集	98	72	134	88	69
	乾電池	収集	10	10	10	0	0
	植木剪定枝	直接搬入				90	782
	ペットボトル	収集	62	67	67	65	67
	資源物収集合計		1,276	1,513	1,333	1,456	1,407
	資源物直接搬入合計		74	80	94	189	903
	リサイクル法廃家電		46	49	49	32	29
	資源物合計(回収量)		1,396	1,642	1,476	1,677	2,340
収集量合計		11,379	11,055	10,802	9,860	9,400	
直接搬入量合計		1,922	2,109	2,483	2,049	2,331	
リサイクル法廃家電		46	49	49	32	29	
総合計(総排出量)		13,347	13,213	13,334	11,941	11,760	
(参考)ひとりあたり排出量(g/日)		1,160.7	1,148.1	1,152.0	1,024.9	999.5	

※収集はステーションからの行政収集量、直接搬入はクリーンセンターへの直接搬入量です。
※集団資源回収分は除きます。

総排出量をグラフで表すと、図 2-1-2 のとおりとなります。

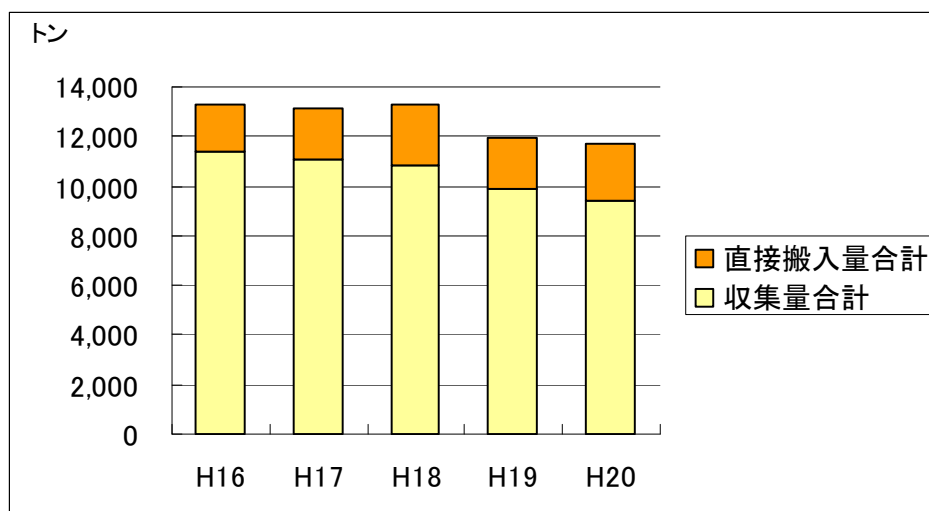


図 2-1-2 総排出量の推移

総排出量を人口と年間日数で割った人口ひとり 1 日あたりのごみ排出量（以下「原単位」と言います。）は、図 2-1-3 のとおりです。平成 20 年度には 999.5 グラムとなっています。

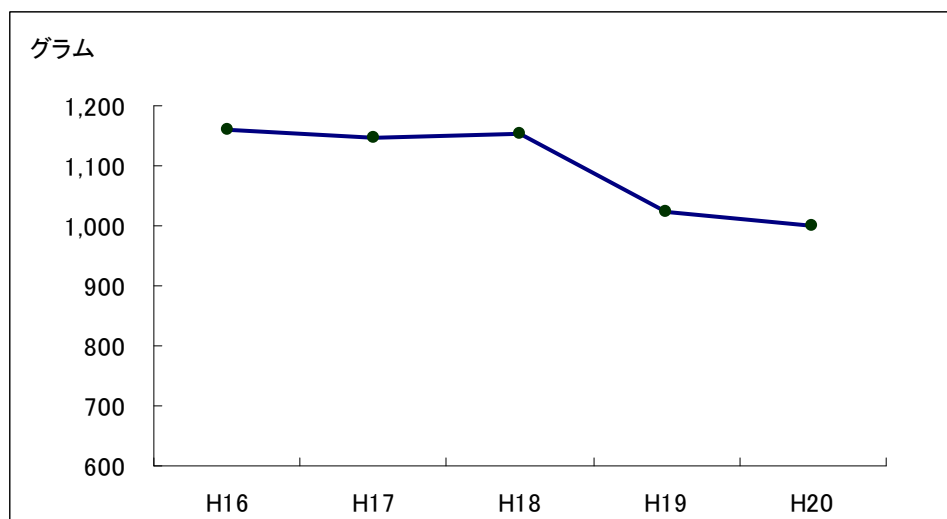


図 2-1-3 ひとり 1 日あたり排出量の推移

(4) ごみの性状

本町では、ごみの性状を詳細に把握するため、ごみのサンプルを発生源で種類ごとに抽出し、組成を分析して資源化減量化施策の検討の基礎としています。分析の結果からは、混入物の分別強化や代替処理の推進によって更なる減量の可能性が示唆されます。分析結果は次のとおりです。

ア. 家庭系

①可燃ごみ

家庭系可燃ごみのうち、生ごみが 58.4%、紙おむつ等が 10.4%と大きな割合を占めています。資源化可能な紙類は 11.2%含まれています。

(調査時期：平成 20 年 7 月、平成 21 年 2 月／抽出量：約 1,250kg)

*単独で出された植木剪定枝は除く。

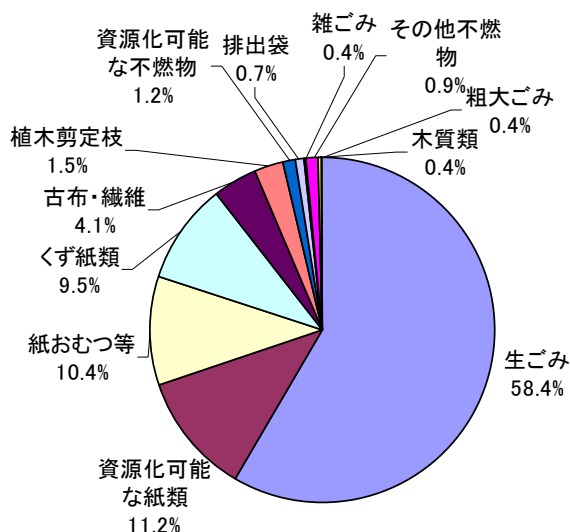


図 2-1-4 家庭系可燃ごみ

②不燃ごみ

家庭系不燃ごみのうち、陶磁器類が 13.5%、ガラス類が 7%と大きな割合を占めています。資源化可能な物は、びん類が 49.6%と大きな割合を占めています。

(調査時期：平成 21 年 6 月～7 月／抽出量：約 390kg)

*プラスチックごみ及び資源化される金属類・缶類は除く。

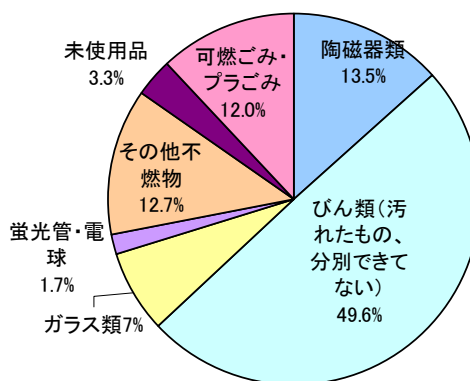


図 2-1-5 家庭系不燃ごみ

③プラスチックごみ

家庭系プラスチックごみのうち、容器包装プラスチック類が 45.0%を占め、そのうち洗浄されていない汚れた容プラが 26.3%、きれいな容プラが 18.8%を占めています。可燃ごみの混入も 5.7%と多く見られます。

(調査時期：平成 21 年 6 月～7 月／抽出量：230kg)

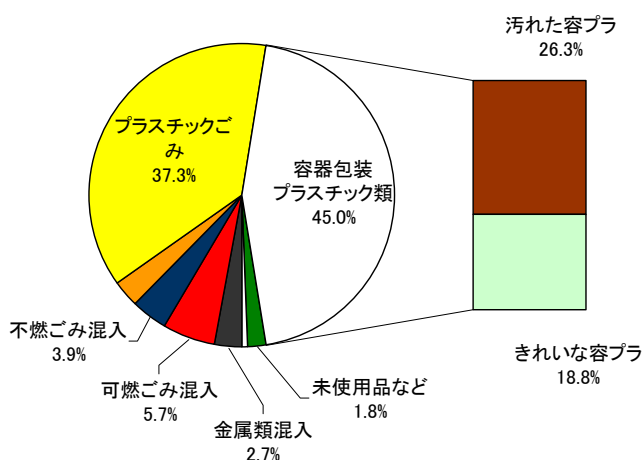


図 2-1-6 家庭系プラスチックごみ

イ. 事業系

①可燃ごみ

事業系可燃ごみのうち、生ごみが 49.3%、未開封の食品が 22.7%と大きな割合を占めています。資源化可能な紙は 5.8%含まれています。

(調査時期：平成 21 年 7 月／抽出量約 500kg)

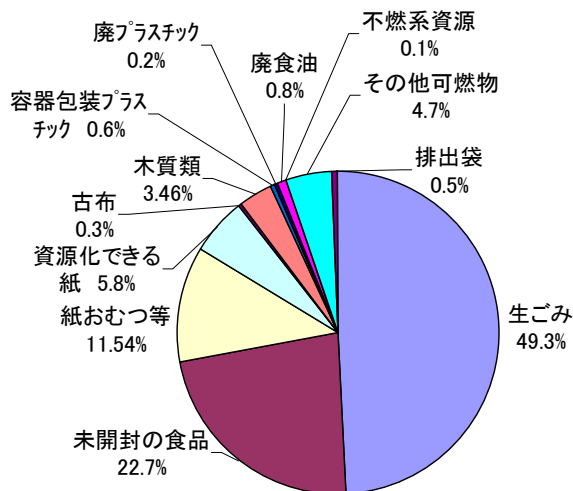


図 2-1-7 事業系可燃ごみ

②容器包装プラスチック

事業系容器包装プラスチックのうち、きれいな容器包装プラスチックが 21.8%、洗浄されていない汚れた容器包装プラスチックが 52.0%を占めています。また、プラスチックごみにあたる硬質性及び軟質性プラスチックがそれぞれ 0.7%、7.9%混入しています。

(調査時期：平成 21 年 7 月／抽出量約 75kg)

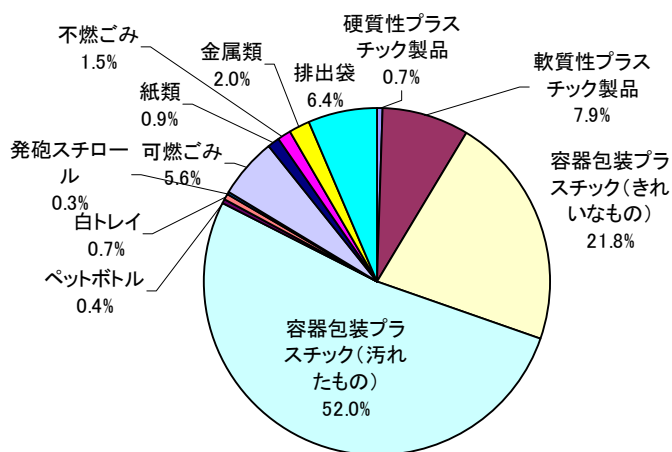


図 2-1-8 事業系容器包装プラスチック

2 資源化の現状

(1) 処理量の推移

本町における焼却、埋立、資源化の過去5年間の推移は表2-2-1のとおりです。平成20年度の焼却量は8,402トンとなっており、16年度比で23%減、資源化量は2,796トンで16年度から49%の増加となっています。

表2-2-1 処理量の推移

(単位：トン)

		H16	H17	H18	H19	H20
焼却	可燃ごみ	9,658	9,268	9,584	8,479	7,631
	プラスチックごみ	1,210	1,261	1,097	802	771
	小計	10,868	10,529	10,681	9,281	8,402
埋立	不燃ごみ残渣	594	561	573	515	562
資源物	植木剪定枝	—	—	—	90	782
	容器包装プラスチック	—	—	173	314	322
	白色トレイ	1	1	1	1	1
	新聞	228	397	220	217	187
	雑誌	338	363	339	350	332
	段ボール	341	373	323	267	250
	紙パック	2	2	2	2	1
	ミックスペーパー	270	308	331	251	298
	ペットボトル	62	67	67	65	67
	ガラスびん	96	70	102	88	69
	アルミ缶	41	53	53	51	54
	スチール缶	169	161	136	127	126
	プレス千地	91	100	109	91	99
	鉄くず	80	53	61	64	36
	不燃残渣中間処理後資源化	—	—	—	28	26
	布団	23	26	18	22	21
	リサイクル法廃家電	46	49	49	32	29
	その他廃家電	85	88	90	85	96
	小計	1,873	2,111	2,074	2,145	2,796
	その他(乾電池・廃タイヤ)		12	12	6	0
合計		13,347	13,213	13,334	11,941	11,760
資源化率		14.0%	16.0%	15.6%	18.0%	23.8%

※「その他」は、神奈川県区分によります。

※集団資源回収分は除きます。

処理の内訳は、図 2-2-1 のとおりです。最も割合が多いのは焼却で、平成 16 年度には全体の 81.4%を占めていましたが、過去 5 年間で資源化が進み、20 年度には 71.4%まで削減されました。その他、20 年度実績では、埋め立てが全体の 4.8%、資源化が 23.8%となっています。

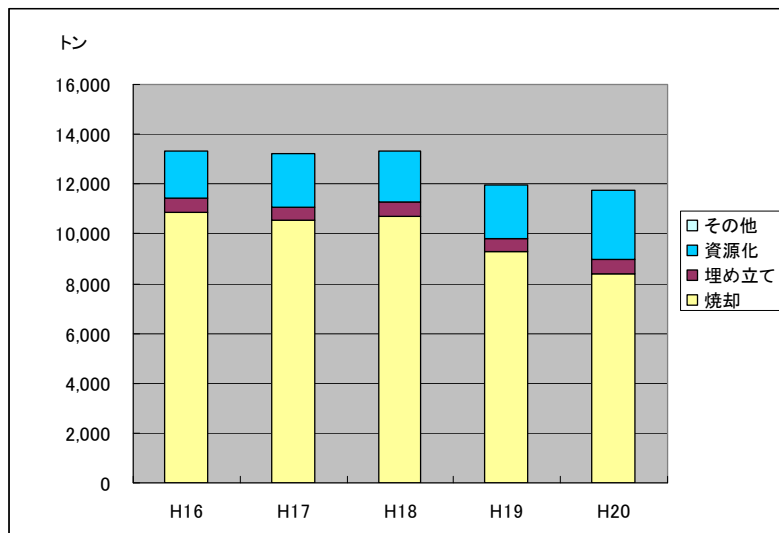


図 2-2-1 処理の内訳の推移

資源化量を総排出量で割った各年度の資源化率は、図 2-2-2 とおりです。

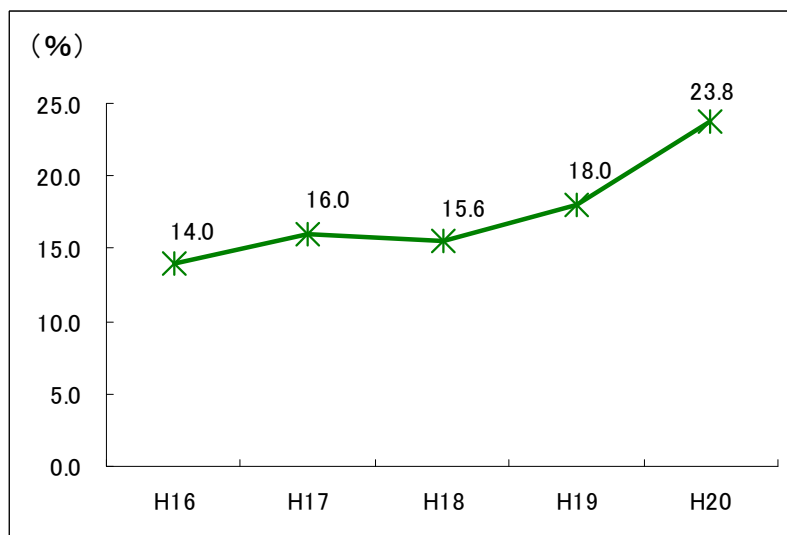


図 2-2-2 資源化率の推移

(2) 集団資源回収の現状

町内会・子ども会等が主体となり、古紙・古布等の資源物を自主回収する集団資源回収制度の推移は図 2-2-3 のとおりとなっています。実施団体には、町から奨励金を支払っています。

○実施団体数：18 団体（平成 21 年度）

○対象品目：新聞、雑誌、ダンボール、古布

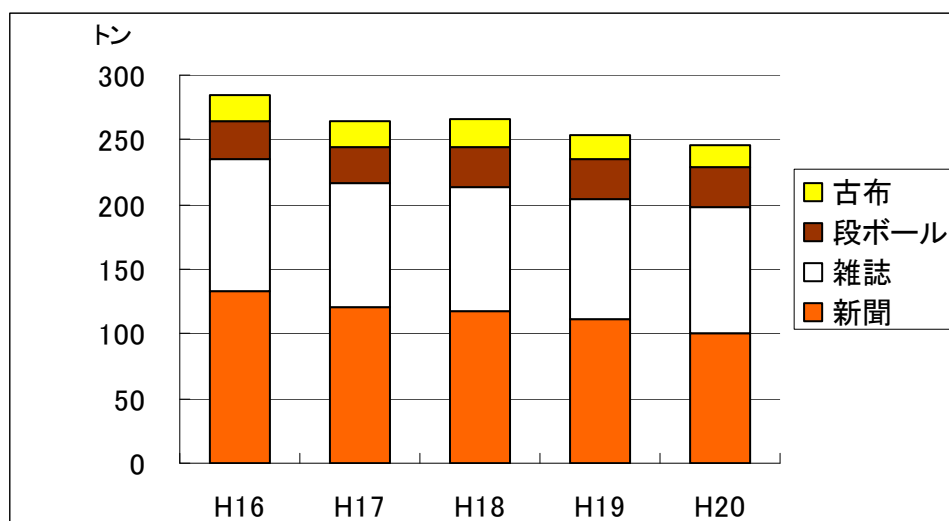


図 2-2-3 処理量の推移

(3) 生ごみ処理の普及

可燃ごみに占める割合が多い生ごみの資源化減量化を進めるため、生ごみ処理機等の普及を強力推進しています。平成 2 年度から 20 年度まで実施したコンポスターの無償貸与制度を土台とし、平成 11 年度からは電動生ごみ処理機等の購入補助を開始、平成 21 年度には、対象機種を増やした割引販売の開始、手動式生ごみ処理機の 200 世帯モニター事業、公募によるモデル地区での集中的な普及など、重層的な取り組みにより、使いやすい生ごみ処理機等の普及に努めています。町民の考案によるバクテリア de キエーロは、商品化され、町外にも使用者を増やしています。



バクテリア de キエーロ

表 2-2-2 各種生ごみ処理機の普及台数

年度	地上式コンポスター	埋込式コンポスター	EMバケツ	バクテリア de キエーロ	電動生ごみ処理機	手動式生ごみ処理機	計
H2～16	2,221	725	0	0	312	0	3,258
H17	44	0	0	0	44	0	88
H18	41	0	0	0	16	0	57
H19	48	0	0	0	31	0	79
H20	101	0	0	0	24	0	125
H21	134	60	147	163	36	334	874
計	2,589	785	147	163	463	334	4,481

補助台数を世帯数で割った単純普及率は、平成 21 年度末時点で 35.3%となりますが、使用者アンケートや電話での聞き込みをもとに算出した実質的な普及率は、18 年度末時点で約 17%、21 年度末時点で 20%と推計されます。

(4) 再使用の促進

町内におけるリユース推進の一環として、不用品交換による再使用の促進を目的とするリサイクル掲示板「葉山リサイクル」を設置しています。平成 20 年度にオンライン化を行い、町ホームページから利用できるようにしたことで、さらに利用が進んでいます。

表 2-2-3 リサイクル掲示板の利用推移

(件)

	ゆずります		ゆずってください		計		
	掲載	成立	掲載	成立	掲載	成立	成立率
H17	134	10	33	0	167	10	6.0%
H18	63	8	20	2	83	10	12.0%
H19	71	13	11	2	82	15	18.3%
H20	87	51	16	6	103	57	55.3%
H21	127	101	48	15	175	116	66.3%

3 収集・運搬及び施設の現状

(1) 収集・運搬の現状

収集・運搬の概要は、表 2-3-1 に示すとおりです。また、ごみステーションまでごみを運ぶのが困難な高齢者世帯などを対象に、戸別の「ふれあい収集」を福祉施策として実施しています。

表 2-3-1 収集・運搬の現状

分別区分	主体	収集方法	ステーション数	収集頻度	収集車両	排出方法	
家庭系 ごみ	可燃ごみ	直営	ステーション	900 超	週 2	パッカー車	透明・半透明の袋
	不燃ごみ	委託	ステーション	900 超	週 1	パッカー車	透明・半透明の袋
	プラスチックごみ	委託	ステーション	900 超	週 1	パッカー車	透明・半透明の袋
	粗大ごみ	直営	戸別	—	随時申込	平ボディ車	—
	新聞	直営	ステーション	900 超	週 2	平ボディ車	紐で縛る
	雑誌	直営	ステーション	900 超	週 2	平ボディ車	紐で縛る
	ダンボール	直営	ステーション	900 超	週 2	平ボディ車	紐で縛る
	紙パック	直営	ステーション	900 超	週 2	平ボディ車	紐で縛る
	ミックスペーパー	委託	ステーション	900 超	週 1	パッカー車	紙袋に入れる
	容器包装プラスチック	直営	ステーション	900 超	週 1	パッカー車	透明・半透明の袋
	白トレイ	直営	ステーション	900 超	週 2	平ボディ車	紐で縛る
	ガラスビン	委託	ステーション	900 超	週 1	平ボディ車	透明・半透明の袋
	乾電池	委託	ステーション	900 超	週 1	平ボディ車	透明・半透明の袋
	ペットボトル	直営	ステーション	900 超	月 2	パッカー車	透明・半透明の袋
事業系ごみ	事業者による自己搬入 または一般廃棄物収集運搬許可業者への自主委託					手数料 10 円/kg	

(2) 葉山町クリーンセンター施設整備状況

① ごみ焼却施設

所在地：神奈川県三浦郡葉山町堀内 2286

処理能力：40 t/日 [20 t/8h × 2 系 (10 t/8h × 4 炉)]

処理方式：機械化バッチ燃焼式焼却炉

建設年度：(着工) 昭和 51 年 4 月 (竣工) 昭和 52 年 3 月

設計・施工：東洋技研(株)

排ガス高度処理施設整備：(着工) 平成 14 年 3 月 (竣工) 平成 14 年 12 月

②不燃物処理施設

所在地：神奈川県三浦郡葉山町堀内 2286

処理能力：(破碎) 10 t /5 h (圧縮) 12 t /5 h

建設年度：(竣工) 昭和 53 年 3 月

設計・施工：旭エンジニアリング (株)

③ペットボトル減容施設

所在地：神奈川県三浦郡葉山町堀内 2286

処理能力：100kg/h

建設年度：(竣工) 平成 13 年 3 月

設計・施工：油研工業 (株)

4 処理費の現状

(1) 処理費の推移

過去5年間のごみ処理費の実績は、表2-4-1のとおりです。平成20年度は、総額約9億3千万円、1人あたりでは約2万5千円となっています。5年間の推移は、図2-4-1に示すとおり、総額ベースで約8%の削減となっています。

表2-4-1 過去5年間のごみ処理費実績

(単位：千円)

	処理及び維持管理費			建設改良費	総額	1トンあたり処理費(円)	ひとりあたり処理費(円)
	収集運搬費	中間処理費	最終処分費				
平成16年度	278,682	657,323	77,124	0	1,013,129	75,907	32,159
平成17年度	274,407	656,076	71,262	0	1,001,745	75,054	31,769
平成18年度	258,351	647,125	65,176	0	970,652	72,795	30,610
平成19年度	283,852	403,609	107,120	105,808	900,389	66,542	24,894
平成20年度	281,252	402,865	121,415	125,900	931,432	68,498	24,990

『神奈川県 一般廃棄物処理事業の概要』平成16年度～平成20年度

※1トンあたり及びひとりあたりの処理費は県の算出方法によります。

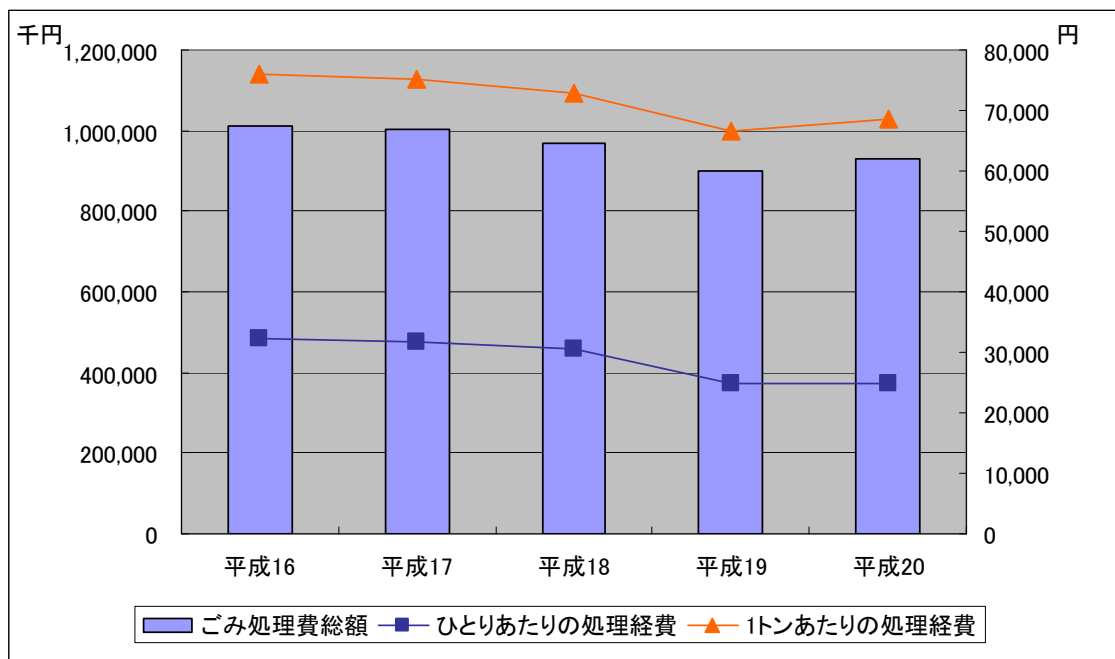


図2-4-1 ごみ処理費の総額・ひとりあたり処理費・1トンあたり処理費の推移

処理費の内訳を目的別にみると、図 2-4-2 のとおり、人件費及び焼却処理にかかる費用が大きな割合を占めています。

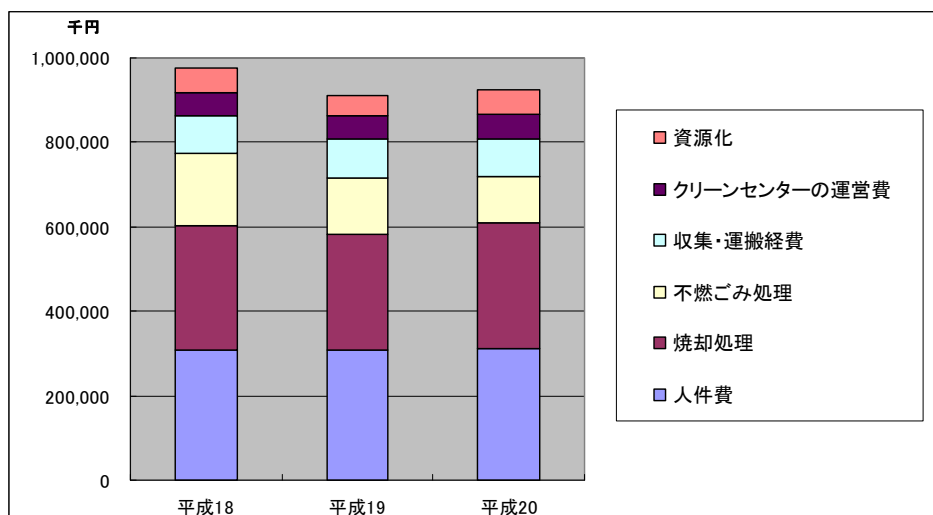


図 2-4-2 目的別処理費の推移

(2) 処理施設建設等に伴う公債費

ごみ処理施設の建設や改修には、多額の費用が必要となるため、地方債の借入れを行い、毎年度の費用負担を平準化します。借入れに伴う毎年の公債費（償還額）は表 2-4-2 のとおりです。これは平成 14 年度に行った焼却施設のダイオキシン対策工事のものであり、毎年約 3,000 万円の償還を行い、平成 24 年度までに償還終了の見通しです。これにより、年間のごみ処理費に加えて支払われる、借入れに伴う公債費の償還が不要となります。

表 2-4-2 処理施設建設等に伴う公債費

(単位：円)

項目／年度		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
ダイオキシン恒久対策事業 (H14)	元金	30,546,629	30,699,553	30,853,243	31,007,701	31,162,934
	利息	733,215	580,291	426,601	272,143	116,910
	合計	31,279,844	31,279,844	31,279,844	31,279,844	31,279,844
	未償還額	123,723,431	93,023,878	62,170,635	31,162,934	0

5 不法投棄の現状

不法投棄の現状は、表 2-5-1 のとおりです。投棄物の内容は、自転車や廃家電など小規模なものにとどまっています。

表 2-5-1 不法投棄の発生件数

年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
件数	32	50	40	47	26

6 ごみ処理に関する課題

(1) 処理費の削減

平成 20 年度時点で、本町のひとりあたり年間ごみ処理費は 24,990 円となっています。これは神奈川県下第 2 位の高額処理費であり、県内の町村平均値 18,154 円を大幅に上回る数字です。上述のとおり、本町は過去 5 年間で塵芥処理費の削減に努めてきましたが、依然として県内きっての高額処理費を脱するには至っていません。生活排水処理費を含む廃棄物処理費の一般会計決算額に占める割合及び 1 トンあたりのごみ処理費はともに県下ワースト 1 位となっており、ごみ処理費を適正水準まで引き下げることが急務の状況です。

処理費に占める割合が多いのは、上述のとおり、焼却処理及び人件費であり、以下に示す各課題を踏まえながら、これらの経費の無駄を減らしていくことが求められます。

(2) 適正処理の確保

本町クリーンセンターの焼却炉は、昭和 52 年の竣工以来築 30 年を超え、老朽化が進んでいます。補修工事費も高額に及んでおり、本町にとって、適正な焼却処理の確保は、処理費削減の面からもきわめて重要な課題と言えます。

町財政が厳しさを増す中、本町が町単独で数十億円に及ぶ焼却炉の建設を進めることは困難です。仮に建設を進めても、人口 3 万人あまりの本町の規模では、焼却炉はスケールメリットの低い最小規模のものとなり、処理効率及び費用効率は著しく不利にならざるを得ません。近隣自治体 4 市 1 町で進めてきたごみ処理広域化の協議も、生ごみ資源化施設の実現性などをめぐって鎌倉市及び逗子市が離脱し、本町においても、規模の異なる自治体間での共同処理への懸念や、搬入車両の増加による町民生活への影響、施設建設に対す

る近隣住民の反対、負担金の配分の公平性、20年後の施設更新時の不透明性など、様々な課題が指摘されました。こうした状況を踏まえ、本町は平成20年5月に横須賀市・三浦市との2市1町ごみ処理広域化協議会からの離脱を決めました。

平成13年のダイオキシン類対策など、環境規制の強化が進み、焼却施設の高度化が求められる中、国は平成20年、地方自治体の厳しい財政状況も踏まえ、既存の施設の長寿命化を推進する方針を打ち出しました。本町では、平成20年度から21年度にかけて焼却炉の大規模修繕を行い、施設の延命化を図っていますが、効率性の観点から、民間委託への切り替えや他団体との協力体制も視野に入れながら、適正かつ安定的な処理の確保を進めていく必要があります。その間、資源化減量化の推進によって施設への依存度を可能な限り減らし、町財政を圧迫する施設問題の抜本的な解決に結びつけていくことが不可欠となります。

(3) 資源化減量化の推進

平成20年度時点で、本町の排出するごみの71.4%が焼却処理に頼っており、埋め立てが4.8%、資源化は23.8%という状況です。上述のとおり、適正な焼却処理の確保が重要な課題となる中、焼却の計画的な削減と資源化の推進は、本町のごみ処理の安定化、更には環境負荷の低減や資源の有効活用の観点から見ても、きわめて重要な課題であると言えます。

町では現在、粗大ごみ及び事業系植木剪定枝を含む計15品目の分別を行っていますが、資源化の更なる推進に向け、古布や家庭系植木剪定枝などの新規分別品目の追加を進める必要があります。また、従来の分別についても、先進自治体の事例などを参考に、現行ルールを抜本的に見直し、より分かりやすく効率的な分別方式を実現することによって、資源化の向上を図ることが重要です。

また、生ごみ処理の普及推進による資源化減量化の継続強化も欠かせません。本町の生ごみ処理普及率は、周辺自治体に比して高い状況ですが、費用対効果の高い生ごみ処理によって、焼却処理の大半を占める生ごみの資源化減量化をより一層推進することは、本町のごみ処理にとって大きなメリットとなります。

(4) 収集方式の改善

本町は現在、町内900箇所を超えるごみステーションからごみを収集していますが、利用者によるステーションの管理運営は必ずしも良好な状況ではなく、不適正排出や分別の不徹底が後を絶たず、排出マナー等をめぐって近隣トラブルに発展するケースも見られます。排出者の特定が困難であるステーション方式の問題点を踏まえ、責任ある排出が促さ

れる収集方式の構築を図ることによって、より快適なごみ出しの環境を確保することが求められます。

先進自治体の事例からは、収集方式の改善が資源化減量化の促進に結びつくことが示されており、本町においても、指定袋制の導入などと併せた複合的な施策の導入により、相乗的な効果を期すことが重要です。現在の収集方式の非効率的な点を改め、収集から処理にかかる経費の抑制に向けて、収集頻度やルートを総合的に検討し、効率的かつ最も費用対効果の高い収集方式の実現を目指す必要があります。

(5) 事業系ごみの発生抑制と資源化

本町では、ごみ量全体の約 2 割が直接搬入によってクリーンセンターに持ち込まれており、その大半が事業系ごみと考えられます。少量排出事業者によるステーション排出分と合わせると、事業系ごみは無視できない割合を占める計算となりますが、これまで本町では、これら事業系ごみの発生抑制と資源化に向け、有効な施策を打ち出すことができていません。

事業系ごみの資源化減量化には、適正な手数料の設定や分別の強化のほか、町からの補助や優良事業者に対する特典など、様々な観点からの検討が不可欠です。なお、受入品目についても、本町では事業者による金属くずや廃プラスチック類等の搬入を認めていますが、これらは本来、産業廃棄物に区分され、廃棄物処理法第 11 条第 1 項の規定により事業者が自ら処理すべきものとされています。全国的に見ても、自治体による産業廃棄物の受入の見直しが進められており、本町においても、町民による費用負担の公平性、事業者の自己処理責任の明確化等の点を踏まえ、検討を行う必要があります。

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

ゼロ・ウェイストのまち葉山をめざします

「ゼロ・ウェイスト」は、英語で「ごみや無駄をゼロにする」の意です。本町では、ゼロ・ウェイストの理念のもと、ごみの資源化減量化に正面から取り組み、資源の無駄を可能な限り減らすとともに、処理の効率化を進め、ごみ処理をめぐる無駄を段階的になくすことを目指します。葉山町の考えるゼロ・ウェイストは、以下の3点に集約されます。

(1) ごみを減らす

資源化減量化の推進による環境負荷の低減は、いまや世界的な使命と言えます。ゼロ・ウェイストは、リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再資源化）の「3R」を進め、限りある資源をできる限り有効に活用します。資源になるものを分けて回収し、リサイクルするのみならず、発生抑制や再使用に組み、「ごみを減らす生活」によって焼却と埋め立てを減らします。

(2) 無駄をなくす

ゼロ・ウェイストは、ごみ量を減らすことだけが目標ではなく、ごみ処理をめぐるあらゆる無駄を見直そうという考え方です。資源化減量化によって資源の無駄を削減するのみならず、ごみ処理の効率化を進め、処理費の無駄を作らない町を目指します。更に、かかる費用はできる限り環境配慮型の用途に向けていきます。

(3) 地域の力が高まる

ゼロ・ウェイストは、町民・事業者・行政のそれぞれが主体となり、協力しながら取り組みを進めることにより、「地域の力」を高めます。三者が協働できる場を設け、町の人材と知恵が生かされることで、ゼロ・ウェイストを通して、まちづくりの基本となる地域の活力が強化されます。

2 基本方針

本町では、ゼロ・ウェイストのまち葉山をめざす基本方針として、以下の 5 つを掲げます。

方針 1：地域に合った方法を選ぶ

地域性や人口規模を考慮し、本町に適した持続可能なごみ処理のあり方を選択します。地域の人材や特性を生かしつつ、住民の利便性、収集や処理の効率性、資源化減量化の効果を最大限に導き出す方法を検討します。

方針 2：実践から発想する

町にふさわしい取り組みを見極める上では、机上ではなく、常に現場から発想し、実践的な取り組みにも積極的に挑戦する姿勢が求められます。ゼロ・ウェイストの取り組みを通して、新しい発想や手法を生み出し、柔軟に改善します。

方針 3：適正な処理技術・施設を選択する

処理技術・施設への安易な依存は、処理費を膨らませ、ごみ処理のあり方を硬直化させる要因となります。まずは発生抑制と資源化減量化を進め、本町の状況に合った、環境負荷の低い適正な処理技術・施設を選択することにより、施設への依存度を減らします。

方針 4：良い取り組みが報われる

資源化減量化の促進には、個人・団体・事業者による減量努力や取り組みが正当に評価され、更なる努力や取り組みに向け、正の動機づけがなされることが重要です。良い取り組みが報われ、幅広い層が主体的に参画できる仕組み作りを進めます。

方針 5：5年ごとに「半減目標」を繰り返し、段階的にごみを減らす

ゼロ・ウェイストの長期目標に向け、まずは 5 年ごとに焼却と埋め立てを半減させる短期目標を設定し、段階的にごみの削減を進めます。具体的な目標を設けることで資源化減量化を計画的に進め、各段階に合わせた最適な資源化減量化策を導入します。

以上の基本方針に基づき、まずは第1期目標として、平成25年度末までに焼却と埋め立ての半減を目指します。それに続く第2期目標では、第1期目標の結果を踏まえ、5年後の平成30年度末までに、焼却と埋め立てを更に半減することを目指します。

第1期半減目標の基準値としては、平成20年6月に『葉山町ゼロ・ウェイストへの挑戦』を発表した当初から半減目標の基準値として位置づけてきた平成18年度実績値を採用します（数値目標の詳細は以下の「3 計画期間の目標値」参照）。半減の実現可能性は、平成20年から21年にかけて実施した可燃ごみ及び不燃ごみの組成分析や、平成21年秋に100世帯を対象に実施した分別体験モニター事業の結果からも示されており、複合的な施策の導入により、確実な実現を図ります。

3 計画期間の目標値

計画期間における第1期及び第2期の目標値は、以下に示すとおりとします。ごみの焼却量は、現行の可燃ごみ及びプラスチックごみの合計焼却量を対象とし、埋め立て量は現行の不燃ごみの最終処分量を対象とします。焼却灰については、ごみの総排出量と重複し、また、可燃ごみ及びプラスチックごみの焼却量の削減に比例して減ることから、ここに示す数字には含まないものとします。

表 3-3-1 計画期間の目標値

	基準年(平成18年度)	第1期(平成25年度)	第2期(平成30年度)
ごみの焼却量	10,681 トン	5,340 トン	2,670 トン
ごみの埋め立て量	573 トン	286 トン	143 トン

※平成18年度基準値は13ページ表中の焼却量及び埋め立て量を参照。

第4章 第1期計画

1 第1期数値目標

第1期目標として、平成25年度末までに次の数値目標の達成を目指します。

(1) ごみの焼却の半減

新規分別の追加、分別の向上、生ごみの自家処理の推進のほか、新たな収集制度の導入により、ごみの焼却量（可燃ごみ及びプラスチックごみの総量）を、基準年である平成18年度の10,681トンから5,340トンまで半減させます。



(2) ごみの埋め立ての半減

埋め立てに回る不燃ごみの最終処分量を、新規分別の追加、分別と収集の効率化等により、基準年である平成18年度の573トンから286トンまで半減させます。



(3) 資源化率の向上

焼却及び埋め立ての半減に伴い、ごみ及び資源物の総排出量に占める再資源化の割合（資源化率）を、基準年である平成18年度の15.6%から45%に向上させます。



(4) 生ごみ処理普及率の向上

燃えるごみの半分以上を占める生ごみの資源化減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機等の普及を推進し、自家処理世帯を増やします。生ごみ自家処理の普及率を基準年となる平成18年度の約17%から30%に向上させます。



(5) ごみ処理費の削減

ごみの減量による施設維持管理費等の削減及び収集・処理の効率化により、年間のごみ処理費を基準年となる平成 18 年度の 9 億 7 千万円から 7 億円以下まで引き下げます。






平成 30 年度末までの第二期目標については、第一期の実績を踏まえ、平成 26 年度以降に向けた計画見直しに合わせて具体的な数値を示します。

2 第1期目標に向けた主な施策

(1) 新しい分別収集

平成23年度から、表4-2-1のとおり分別収集体系を大幅に改善し、わかりやすく快適な分別収集の実現を目指します。

表4-2-1 新しい分別収集

現 行		計 画
可燃ごみ 植木剪定枝（事業系のみ）		燃やすごみ 植木剪定枝 古布 廃食油
不燃ごみ		埋め立てごみ アルミ缶 スチール缶 スプレー缶 金属類 小型電気製品
ガラスびん 乾電池 プラスチックごみ 容器包装プラスチック 新聞 雑誌 ダンボール 紙パック ミックスペーパー ペットボトル 白トレイ		ガラスびん 危険ごみ（乾電池等） プラスチックごみ 容器包装プラスチック 新聞 雑誌 ダンボール 紙パック ミックスペーパー ペットボトル 白トレイ
粗大ごみ		粗大ごみ

①新規分別の追加

- ・組成分析の結果から、ごみの減量効果が大きいと想定される古布、家庭系植木剪定枝、金属類のほか、好条件での資源化が見込める廃食油及び小型電気製品等の新規分別を開始します。
- ・スプレー缶のほか、蛍光管や水銀式体温計等の危険ごみの分別を実施し、より安全な処理を進めます。

②戸別収集の導入

- ・ルール違反やトラブルの温床となるステーション収集を見直し、収集と処理の効率化を図ります。
- ・排出者責任を明確にする戸別収集の実施等により、まちの美化、不適正排出の抑制とともに、利便性の向上を目指します。

③資源物回収の改善

- ・資源物の回収については、品目別に用意したカゴ等に分け入れる拠点回収方式を取り入れ、分別ルールの分かりやすさ及び資源物の質の向上を目指します。
- ・古紙類、古布を始めとする有価物については、資源の売却益を地元還元できる集団資源回収制度の推進を検討します。

なお、粗大ごみの回収、高齢者向けのふれあい収集については、引き続き実施します。また、クリーンセンターへの家庭ごみの直接搬入については、他自治体に倣い、有料化を含むルール作りを検討していきます。

(2) 新しい処理の体系

新しい分別収集の導入に伴う処理の体系は、図 4-2-1 に示すとおりです。

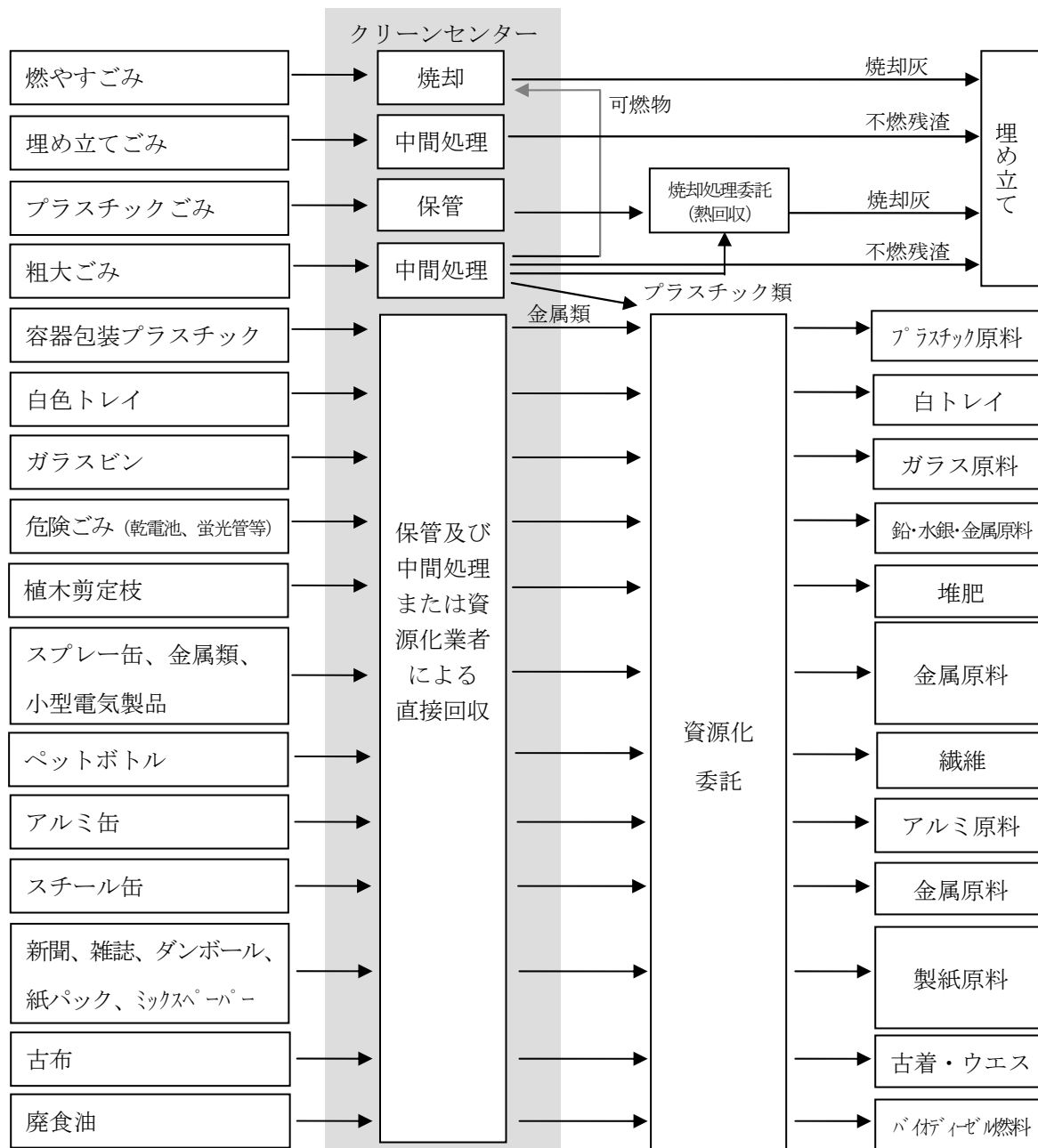


図 4-2-1 新しい処理の体系

(3) 指定袋制の導入

ごみの発生抑制及び費用負担の公平性の確保を目的として、指定袋制の導入を進めます。

①一定枚数無料配布制の検討

- ・安易な有料化ではなく、一定枚数を無料で配布する「一定枚数無料配布制」を軸に、導入の検討を進めます。
- ・袋のサイズは、第一期半減目標に基づく最適なサイズを検討し、適正排出の促進及び減量の動機づけの向上を図ります。

②各種支援策の整備

- ・高齢者世帯や子育て世帯などに対し、必要な支援の仕組みを検討します。
- ・追加的な減量努力を行った住民に対して報奨制度を設けるなど、努力が報われる仕組みの構築を目指します。

(4) 生ごみ処理の推進

ごみの代表格である生ごみの自家処理を推進し、ごみの収集と処理の効率性を高めます。

①使いやすい処理機の普及

- ・各世帯の生活様式に合わせ、無理なく生ごみ処理が行えるよう、多様な生ごみ処理機等を調査・紹介し、安心して利用できる手軽な処理機の普及を進めます。

②使用率・継続率の向上

- ・生ごみ処理に取り組む世帯に対し、きめ細やかなケアを行うことで疑問や課題を解消し、機器の使用率及び処理の継続率を向上させます。
- ・その過程を通して得られた有益な情報をデータベースに蓄積するとともに、全町に広く発信し、町全体の生ごみ処理の質の底上げを目指します。

③集合的な処理方式の調査

- ・事業系厨芥ごみなど、集合的な処理が必要となる生ごみの資源化の仕組みについても調査を進め、モデル事業等による導入の可能性を検討します。

(5) 事業系ごみの資源化減量化

本町のごみ全体の 2 割以上を占めると考えられる事業系ごみの資源化減量化及び適正排出を進めます。

①適正排出の促進

- ・近隣自治体からの流入や不適切な排出を防ぐため、事業系ごみの処理手数料や少量排出事業者制度など、排出ルールの見直しを進めるとともに、受入品目の検討も進

めます。

- ・クリーンセンターへの搬入の際、受け入れ時のチェック機能を強化させ、分別排出ルールへの遵守を推進し、資源化減量化を進めます。

②協働体制の構築

- ・資源回収協力店など、資源化減量化に資する取り組みを行う事業者に対し、プラスの動機づけの確保を進めます。
- ・事業系厨芥ごみの効果的な資源化など、各種調査及び施策の推進に向け、事業者との情報共有の場を確保し、協働で取り組む体制の構築を進めます。

(6) その他の施策

上述の施策に加え、ごみの収集の円滑化及び資源化の推進に資する各種施策を進めます。

①資源回収拠点の拡充

- ・更なる資源化の促進と利便性の向上のため、店舗回収の拡充のほか、町民が各種資源物を直接持ち込むことのできるリサイクルセンター等の設置を検討します。

②高齢者・子育て世帯の支援

- ・上述のとおり、指定袋無料配布制の導入に伴って袋の不足が予測される紙おむつ使用世帯への補助のほか、通常のごみ出しが困難な高齢者世帯に対する支援を整備するなど、高齢者・子育て世帯への支援を進めます。

③環境教育の充実

- ・ゼロ・ウェイストのまち葉山の実現に向けて、将来世代に渡ってその理念が根つき、取り組みが推進されるよう、将来を担う子どもたちに、学校教育の段階から資源化減量化の大切さを伝える環境教育の充実を図ります。

3 第1期将来推計

(1) 人口推計

日本全体において少子高齢化による人口減が進む中、本町においては転入人口の増加等により毎年人口増が続いてきました。しかし、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本町の人口は、平成22年をピークとして減少すると予測されています。本計画では、同研究所の公表する「将来の市区町村別人口」を将来人口として用います。

表 4-3-1 将来人口

(単位：人)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人口	32,092	32,051	32,010	31,969	31,928	31,887

(2) 推計の区分

以下のごみの区分毎に、原則として平成16年度から平成20年度までの5年間の原単位（ひとり1日あたりの発生量）実績、組成分析データ等から原単位の将来の傾向を予測するとともに、収集方式の変更等による影響を加味し、年度毎の原単位を予測します。原単位の予測値に推計人口を乗じて、ごみの区分毎の発生量を推計します。

ア. 家庭系ごみ・資源物

- ①燃やすごみ
- ②埋め立てごみ
- ③プラスチックごみ
- ④植木剪定枝
- ⑤容器包装プラスチック・白トレイ
- ⑥ペットボトル
- ⑦電球・蛍光灯
- ⑧乾電池
- ⑨古紙類（新聞・雑誌・段ボール・紙パック）
- ⑩ミックスペーパー
- ⑪古布
- ⑫金属類（アルミ缶・スチール缶・スプレー缶・その他金属類）
- ⑬ガラスびん（透明びん・茶色びん・その他びん）
- ⑭小型家電製品
- ⑮粗大ごみ

イ. 事業系ごみ・資源物

- ①燃やすごみ
- ②植木剪定枝
- ③古紙類（新聞・雑誌・段ボール）

(3) 推計の条件

ア. 家庭系ごみ・資源物

表 4-3-2 家庭系ごみ・資源物の推計条件

区分		
ごみ	①燃やすごみ (家庭系)	燃やすごみ（現・可燃ごみ）は近年減少傾向にありますが、このままの減少傾向は平成 22 年度で頭打ちになると予測されます。この原単位から新規分別に追加する古布及び植木剪定枝の資源化、指定袋及び戸別収集の導入による混入資源物の資源化を見込み、更に生ごみ処理の推進による発生抑制分を考慮します。
	②埋め立てごみ	過去の実績から見る埋め立てごみ（現・不燃ごみ）は減少傾向にあり、当面減少傾向が続くものと予測されることから、緩やかに減少する推計値を採用し、家庭系不燃ごみ組成分析結果から資源物として回収する缶類等を差し引きます。
	③プラスチックごみ	組成分析によると、家庭から発生するプラスチック系廃棄物の約 70%が容器包装プラスチックですが、現時点ではその約 50%がプラスチックごみとして排出されています。収集方法の変更により、プラスチックごみから相当量が容器包装プラスチックとして資源化されるものと予測します。
資源	④植木剪定枝	組成分析データから、家庭から発生する植木剪定枝の潜在量を 55.9g/人・日と予測し、燃やすごみへの混入を 15%程度見込みます。
	⑤容器包装プラスチック・白トレイ	組成分析データから、家庭から発生する容器包装プラスチックの潜在量を 52.2g/人・日と予測し、収集方法の変更により、潜在量の 65%が容器包装プラスチックとして分別されるものと見込み、年 5%分別率が向上すると予測します。白トレイについては年間の総収集量に変動が見られないことから基準年の総量を予測値とし原単位を算定します。
	⑥ペットボトル	ペットボトルは緩やかな増加傾向にあり、このままこの傾向は続くものと予測されることから、トレンド推計により推計します。
	⑦電球・蛍光管	不燃ごみの過去の実績値に基づく推計値に、組成分析による電球及び蛍光管の比率を乗じて推計します。
	⑧乾電池	不燃ごみの過去の実績値に基づく推計値に、組成分析による乾電池比率を乗じて推計します。

区分		
資源	⑨古紙類（新聞・雑誌・段ボール・紙パック）	<p>集団資源回収による回収量を加えた新聞、雑誌、段ボールの原単位は、近年大幅な増減はなく、ほぼ横ばいの状況となっていることから、実績値の平均原単位を予測原単位とします。</p> <p>紙パックについては、総収集量に変動が見られないことから基準年の総量を予測値とし原単位を算定します。</p>
	⑩ミックスペーパー	<p>収集方法の変更により、燃やすごみに混入していた資源化可能な紙類がミックスペーパーとして分別されることが予測されることから、これまでの分別収集実績による推計値に、燃やすごみから分別される量を見込みます。</p>
	⑪古布	<p>組成分析データから原単位を算定し、分別が徐々に促進されるものと推計します。</p>
	⑫金属類（アルミ缶・スチール缶・スプレー缶・その他金属類）	<p>過去の実績値に基づく不燃ごみ推計値に組成分析によるそれぞれの品目毎の比率を乗じて推計します。</p>
	⑬ガラスびん（透明びん・茶色びん・その他びん）	<p>収集方法の変更により、埋め立てごみから多量のびんが分別に進むことが予測されることから、これまでの分別収集実績による推計値に、埋め立てごみからの分別量を見込み、推計します。</p>
	⑭小型家電製品	<p>不燃ごみの過去の実績値に基づく推計値に、組成分析による小型家電製品の比率を乗じて推計します。</p>
粗大	⑯粗大ごみ	<p>収集・直接搬入ともに過去の原単位実績の平均値を用いて推計します。</p>

イ. 事業系ごみ・資源物

表 4-3-3 事業系ごみ・資源物の推計条件

区分		
ごみ	①燃やすごみ	<p>植木剪定枝を除く事業系の燃やすごみは、社会情勢の影響を受けやすく、単年度単位で大きく増減する場合がありますが、直近の傾向では横ばい～微増の状況にあります。今後もこの傾向が続くものと予測されることから、微増による推計式にて推計します。</p>
	②植木剪定枝	<p>本格的な資源化を実施してから2カ年分のデータしかなく実績から傾向を掴むことは困難な状況です。そこで平成20年度及び21年度の実績値の平均値を予測値とし、推計します。</p>
資源	③古紙類（新聞・雑誌・段ボール）	<p>事業系古紙類については、年度単位の増減はありますが、概ね90トン～100トン/年程度の排出が見込まれることから、基準年の実績値を予測値とし、推計します。</p>

(4) 推計結果

ア. 家庭系ごみ・資源 (原単位)

表 4-4-1 家庭系ごみ・資源物の原単位推計結果

(単位: g/人・日)

項目		年度				
		H22	H23	H24	H25	H26
家庭系ごみ	①燃やすごみ	535.3	419.6	354.6	310.8	297.3
	②埋め立てごみ	36.0	26.3	25.8	25.3	24.8
	③プラスチックごみ	51.3	43.0	39.1	35.4	31.9
	家庭系ごみ小計	622.6	488.9	419.5	371.5	354.0
家庭系資源物	④植木剪定枝	0.0	50.3	50.3	50.3	50.3
	⑤容プラ・白トレイ	26.3	31.7	32.8	33.9	34.8
	⑥ペットボトル	5.8	5.9	5.9	6.0	6.0
	⑦電球・蛍光管	0.0	0.6	0.6	0.6	0.6
	⑧乾電池	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	⑨古紙類	88.5	88.5	88.5	88.5	88.5
	⑩ミックスペーパー	25.9	34.3	42.8	48.5	50.1
	⑪古布	0.0	20.2	20.3	20.3	20.3
	⑫金属類	21.4	21.3	21.1	21.0	20.9
	⑬ガラスびん	7.6	16.2	16.3	16.4	16.6
	⑭小型家電	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
	家庭系資源物小計	178.1	271.6	281.3	288.1	290.7
粗大	⑮粗大ごみ	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3

※1 ⑨古紙類は、新聞・雑誌・段ボールの合計

※2 ⑫金属類は、アルミ缶・スチール缶・スプレー缶・その他金属類の合計

※3 ⑬ガラスびんは、透明びん・茶色びん・その他びんの合計

イ. 事業系ごみ・資源 (原単位)

表 4-4-2 事業系ごみ・資源物の原単位推計結果

(単位: g/人・日)

項目		年度				
		H22	H23	H24	H25	H26
事業系ごみ	①燃やすごみ	81.3	81.8	82.4	83.0	83.8
事業系資源物	②植木剪定枝	78.8	78.9	79.0	79.1	79.2
	③古紙類	8.0	8.0	8.0	8.1	8.1

ウ. 区分毎の総量推計結果

収集総量の推計結果は表 4-4-3 のとおりとなっています。

表 4-4-3 ごみ・資源物の収集総量推計結果

(単位：トン)

	H22	H23	H24	H25	H26
推計人口 (人)	32,092	32,051	32,010	31,969	31,928
計画収集量 (家庭+事業)	11,626	11,026	10,322	9,836	9,660
ごみ収集量 (家庭+事業)	8,523	6,832	6,019	5,459	5,257
資源物収集量 (家庭+事業)	3,103	4,194	4,303	4,377	4,403
家庭系 (ごみ+資源物+粗大)	9,535	9,052	8,343	7,850	7,667
ごみ (①+②+③)	7,293	5,719	4,901	4,334	4,125
①燃やすごみ	6,270	4,908	4,143	3,626	3,464
②埋め立てごみ	422	308	301	295	289
③プラスチックごみ	601	503	457	413	372
資源物 (④~⑭)	2,086	3,177	3,286	3,360	3,386
④植木剪定枝	0	588	588	587	586
⑤容プラ・白トレイ	308	370	383	395	405
⑥ペットボトル	68	69	69	70	70
⑦電球・蛍光管	0	7	7	7	7
⑧乾電池	8	8	8	8	8
⑨古紙類	1,036	1,035	1,034	1,032	1,031
⑩ミックスペーパー	303	402	500	565	584
⑪古布	0	237	237	237	237
⑫金属類	251	249	247	245	243
⑬びん類	89	190	191	192	193
⑭小型廃家電	23	22	22	22	22
⑮粗大ごみ	156	156	156	156	156
事業系	2,091	1,974	1,979	1,986	1,993
ごみ	1,074	957	962	969	976
①燃やすごみ	1,074	957	962	969	976
資源物 (②+③)	1,017	1,017	1,017	1,017	1,017
②植木剪定枝	923	923	923	923	923
③古紙類	94	94	94	94	94

* 事業系燃やすごみは、プラスチックごみを含む

以上のうち、家庭系燃やすごみ、プラスチックごみ、事業系燃やすごみの他、粗大ごみから選別される可燃系ごみ等が焼却処理となり、埋め立てごみや粗大ごみから選別される

不燃系ごみが埋め立て処理の対象となります。焼却、埋め立て、資源化のそれぞれの処理量推計は、以下の表 4-4-4 のとおりです。

表 4-4-4 ごみ・資源物の処理量推計結果

(単位：トン)

	H22	H23	H24	H25	H26
焼却	8,026	6,449	5,643	5,088	4,892
埋め立て	389	275	269	263	257
資源化	3,211	4,302	4,410	4,485	4,511
資源化率 (%)	28	39	43	46	47

表 4-4-4 に示すとおり、第 1 期目標となる平成 25 年度の推計値で、焼却は 5,088 トンと見込まれ、基準年となる平成 18 年度の 10,681 トンから約 52%の削減となります。また、埋め立てについては、平成 18 年度比 (573 トン) で約 54%減の 263 トンと推計しています。また、資源化率は、平成 25 年度時点で、46%まで上昇する見込みです。

エ. 第 2 期までの見通し

第 1 期施策の実施により、ごみの焼却及び埋め立て量は、平成 30 年度までに以下の図 4-4-1 及び図 4-4-2 に示す推移を見込んでいます。第 1 期の成果を踏まえ、平成 30 年度までに更なる削減を達成すべく、5 年後の計画見直しに合わせ、状況に即した最適な施策を検討し、第 2 期計画として取り組みを進めます。

考えられる施策としては、現在は焼却処理となっているプラスチックごみの資源化 (RPF 化)、事業系厨芥ごみの資源化、分別向上に向けた啓発強化等が挙げられます。処理の効率性及び費用対効果など、総合的な見地から施策の選択を行います。

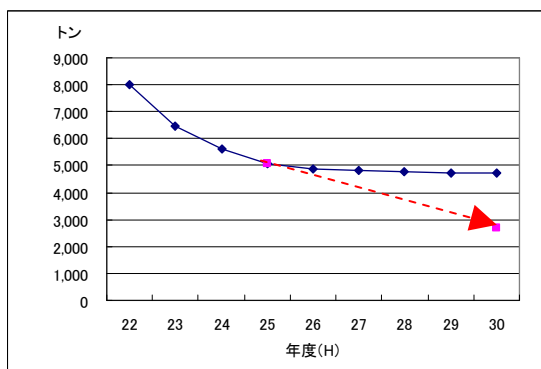


図 4-4-1 焼却ごみの将来推移

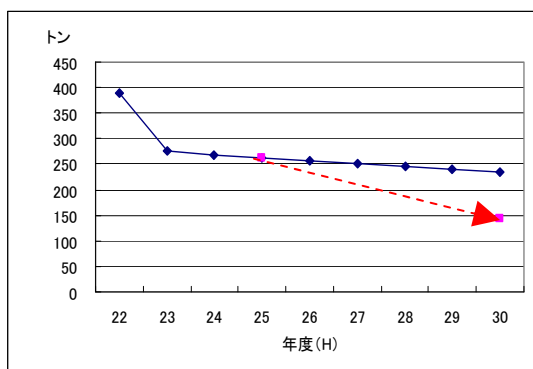


図 4-4-2 埋め立てごみの将来推移

(5) ごみ処理費の見通し

ごみの資源化減量化が進むことにより、埋め立てやプラスチックごみ処理費などのごみ処理費（焼却処理費・不燃ごみ処理費）が削減される一方、新たに資源化を実施する家庭系植木剪定枝の資源化や、容器包装プラスチックの資源化促進などにより、資源化に係る経費が増加します。第1期目標であるごみの50%減を達成した時点の処理費は、基準年の平成18年度実績と比して、約3億円の削減が見込め、町民ひとりあたりのごみ処理費も約1万8千円台となる見通しです。

表 4-5-1 ごみ処理費削減の見通し

(単位：千円)

	H22	H23	H24	H25	H26
収集・運搬経費	41,000	66,000	66,000	66,000	66,000
焼却処理経費	232,629	219,529	167,193	162,975	161,694
資源化経費	33,586	79,800	81,342	82,552	83,266
不燃処理経費	57,774	43,541	41,627	39,831	38,106
クリーンセンター運営費	55,000	55,000	50,000	50,000	50,000
処理費小計	419,989	463,870	406,162	401,358	399,066
人件費	292,500	277,500	262,500	262,500	247,500
合計	712,489	741,370	668,662	663,858	646,566
参考：ひとりあたり（円）	18,998	19,923	18,641	18,514	17,997

※1 収集経費には、指定袋の作成流通費を含む。

※2 焼却処理経費は、現在の焼却炉を維持した場合の経費であり、ごみの減量化により平成24年度より1系列運転となる。

※3 資源化経費は、集団資源回収に伴う奨励金等を含む。

※4 人件費は、直営収集及び運転を維持し、ごみ減量化による人員減を見込む。

※5 委託単価については、最新の平成22年度実績単価により算定する。

※6 町民ひとりあたりごみ処理費は「神奈川県一般廃棄物処理の概要」の算出方法に準ずる。

表 4-5-2 基準年実績との比較

	H18 (基準年)		H25	対 H18 比
収集・運搬経費	88,811		66,000	-25.7%
焼却処理経費	295,170		162,975	-44.8%
資源化経費	56,145		82,552	47.0%
不燃処理経費	169,508	➡	39,831	-76.5%
クリーンセンター運営費	56,572		50,000	-11.6%
処理費小計	666,206		401,358	-39.8%
人件費	303,797		262,500	-13.6%
合計	970,003		663,858	-31.6%

第5章 適正処理計画

1 収集・運搬計画

(1) 基本的な考え方

ごみの収集・運搬は、町民が快適で衛生的な生活を送る上で重要な役割を担います。そのあり方は、町民の日常生活と直結し、ごみの資源化及び適正処理を効果的かつ効率的に行う上でも、要となるものです。こうした点を踏まえ、収集形態、収集の時間帯、効率的なルートの方策や、資源回収拠点の配置、拠点回収の拡大など、町民の利便性と資源化・適正処理の促進の観点から検討を進め、充実を図っていきます。

(2) 収集・運搬の方法

収集方式については、第一期目標の達成に向け、平成23年から戸別収集の導入及び資源物の拠点回収の新たな整備を図ります。

また、クリーンセンター用地の狭小な現状を踏まえ、収集した資源物の一時保管を省くことのできる委託や資源化業者の直接収集等を視野に入れ、以下の表5-1-1を軸として、より効率的な処理を可能にする収集・運搬の方法を検討します。

表5-1-1 家庭系ごみの収集・運搬の方法

区 分	収集形態	収集回数
燃やすごみ	戸別収集	週2回
容器包装プラスチック	戸別収集	週1回
プラスチックごみ、植木剪定枝	戸別収集	月1～2回
その他資源物 等	拠点回収	月1～2回
粗大ごみ	戸別収集	随時申込

なお、事業系ごみについては、引き続き、自己搬入または一般廃棄物収集運搬許可業者への自主委託により受け入れることとし、町による収集・運搬は実施しません。

2 中間処理計画

(1) 基本的な考え方

本町はこれまで、焼却、不燃選別、粗大ごみ、ペットボトルの中間処理を直営で実施してきました。本町の人口規模や地理的条件を踏まえれば、各種資源物の中間処理については、民間事業者による中間処理施設を活用し、有価物についてはより望ましい条件での売却の可能性を探ることが重要であると考えられますが、経過の中で、より効率的な資源化につながる体制確保に向け、調査検討を続けていく必要があります。

また、環境負荷の低減という観点から、焼却中心であった従来の中間処理のあり方を見直し、発生抑制等による中間処理量の削減化策をより重視するとともに、直営及び委託による選別過程の精度を高めることで、最終処分量の抑制を図ります。

(2) 中間処理の方法

燃やすごみ、埋め立てごみ、粗大ごみ等については、現行の中間処理を継続することとします。それ以外の品目については、引き続き外部委託を活用するほか、上述のとおり、狭小なクリーンセンターの現状を踏まえ、資源化業者による直接回収の拡大などを含め、より効率性の高い中間処理の整備を図ります。

表 5-2-1 中間処理の方法

分別の区分	中間処理の方法
燃やすごみ	焼却
埋め立てごみ	選別後、委託により処理
プラスチックごみ	保管後、委託により焼却
資源物	売却、委託処理、または資源化業者による直接回収
粗大ごみ	選別解体後、焼却または委託により処理

3 最終処分計画

現在、本町は町内に最終処分場を有しておらず、最終処分は全量外部委託に頼っています。今後、町内に新たに最終処分場を確保することは、地理的条件等に鑑み、困難である

と考えられるため、引き続き、外部委託による長期的かつ適正な最終処分先の確保に努めるとともに、不燃系ごみの発生抑制と資源化を進めることで最終処分量を可能な限り削減し、最終処分による負担の軽減を図ります。

4 施設整備に関する計画

(1) 基本的な考え方

クリーンセンターに有する既存の施設については、国が推奨するストックマネジメントの考え方に基づき、日常の適正な運転管理及び定期的な補修工事等の実施により、長寿命化を図ります。施設の運営や処理の安全性についての情報提供も実施し、住民の理解と納得を得られるよう努めます。

また、資源化減量化の推進に伴い、ストックヤードや各種中間処理施設など、より効率的な処理につながると考えられる施設については、経過の中で新規整備及び外部委託の費用対効果を判断し、整備の検討を行います。特にストックヤードについては、各種資源品目を効率的に保管し、資源化業者に円滑に受け渡すことが重要となるため、最適な配置や容量を見据え、総合的な整備を行うことも視野に入れながら検討を進めていきます。

なお、各種施設の規模は、ごみの発生抑制や資源化減量化の推進を通して、処理すべきごみの量を削減することにより、大幅に減らすことが可能となります。施設にかかる費用の抑制のためにも、施設整備は慎重かつ柔軟に進め、本町の財政状況等を踏まえつつ、民間事業者の活用も検討しながら、循環型社会の形成を第一にした、安定的かつ無駄のない処理体系の確立を目指します。

(2) 既存施設の維持管理

焼却炉については、第 1 期目標期間中は既存の施設による処理を基本とし、適正な維持管理の継続に努めることとします。

その間、焼却処理量の減少に伴い、現行の 2 系列運転から 1 系列運転への切り替えによる維持管理費抑制の可能性を探るほか、費用対効果を踏まえた民間委託への切り替え並びに他団体との協力体制の可能性も視野に入れ、適正処理の長期的な確保を進めていきます。

不燃物処理施設及びペットボトル減容施設についても、定期的な補修等により施設の適正な維持管理に努めます。

5 その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 災害時のごみ処理対策

地震災害等によって発生した災害廃棄物については、国及び県の示す災害廃棄物処理に関する指針に基づき、県及び産業廃棄物協会との協定、並びに周辺自治体との連携による処理体制のもと、可能な限り迅速かつ円滑な除去及び適正な処理に努めるとともに、他の地域における災害時には支援を行うべく体制を整えます。

(2) 不法投棄対策

本町は、県との合同による不法投棄パトロールの定期的な実施や、看板の設置などの対策を行っているほか、警察への通報などを通して再発の防止を図っています。町内の不法投棄は、周辺自治体に比して少ない件数にとどまっていますが、今後新しい分別収集の導入などに伴い、不法投棄が誘発される可能性を想定する必要があるため、分別収集改編のタイミングに合わせ、パトロールの強化や監視カメラ等の対策器具の活用など、他自治体の成功事例を踏まえ、対応の強化を図ります。

葉山町ごみ処理基本計画（案）

葉山町生活環境部環境課 〒240-0192 葉山町堀内 2135 番地

Tel. 046-876-1111（内線 451） Fax. 046-876-1717

E-mail: kankyou@town.hayama.lg.jp